

<報道発表資料>

令和 7 年 8 月 13 日

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

令和 7 年度第 1 回京都市国民健康保険事業の運営に関する 協議会の開催

京都市では、国民健康保険事業の運営に関する協議会を設置し、保険給付や保険料をはじめとした、国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議を行っています。

この度、令和 7 年度第 1 回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催します。

- 日時 令和 7 年 8 月 27 日(水) 午後 2 時～4 時
- 場所 オンライン会議
 - ※ 会議はオンラインを活用した開催となりますが、京都市役所本庁舎第 2 会議室に傍聴席・記者席を設けます。
- 議題 (1) 令和 6 年度京都市国民健康保険事業決算見込について
(2) 令和 7 年度京都市国民健康保険事業運営計画（案）について
- 出席者 (1) 京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員 20 名（別紙のとおり）
(2) 吉田副市長、保健福祉局長ほか
- 傍聴 (1) 傍聴希望者の受付は、午後 1 時 45 分から午後 2 時までとします。
(2) 定員は 10 名、受付は先着順です。

<お問合せ先>

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

電話：075－222－3500

【参考】 京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会について

1 設置目的

国民健康保険事業の運営の適正化を図るため、事業の運営に関する重要事項を審議する機関として、国民健康保険法第11条第2項に基づき設置されているものである。また、京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条により、市長の諮問に応じて保険給付に関すること、保険料に関すること及びその他、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項について審議を行うこととしている。

2 設置年月日 昭和36年4月1日

3 委員構成	被保険者代表	6人
	保険医及び保険薬剤師代表	6人
	公益代表	6人
	被用者保険等保険者代表	2人

国民健康保険法（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抄）

（所掌事項）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）保険給付に関すること。
- （2）保険料に関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項